

## 議案第44号

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう  
に定めるものとする。

令和元年9月2日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令等の  
施行に伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年愛西市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第1項第3号中「氏名(」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び」を「氏名及び当該」に改め、同条第2項中「(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)」を削り、「調整」を「調製」に改める。

第11条第1項中「及び登録年月日」を「、登録年月日及び男女の別」に改める。

第14条第1項第5号中「若しくは」を「(氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。